

平成26年度 社会福祉法人 玉城町社会福祉協議会事業計画

I 事業方針

近年、急速な少子高齢化の進行、家族機能の変化や隣保との希薄化は、福祉的支援を必要とする対象の拡大や経済不況・雇用状況の悪化とともに、さまざまな形で住民生活に不安を生みだしています。

こうした状況のなかで、玉城町社会福祉協議会では、社会福祉法人の本質的な役割が問われるとともに、経営の健全性、さらには、地域資源としての貢献活動、福祉サービスの質と量を担保する福祉施設の役割・機能について、取り組みを強化していきたいと考えます。

その実現のため、地域福祉分野においては、元気ですたまき委員会が提言する「地域福祉力向上作戦」を推進し、地域住民同士のつながりの強化、支えあいの輪を広げるとともに、ボランティア団体等の相互理解と協働連携によるつながりの強化に努めます。

また、在宅介護分野においては、本年度地域包括支援センターが保健福祉会館に同居し、町民に対する支援体制の強化が図られることから、居宅介護部門において利用者との24時間連絡体制の確保をはじめ、互いに協力し合い高齢者サービスの質を高めていきたいと考えています。

受託事業では、元気バス等の効率的な運営をはじめ、福祉団体の連携の取れた運営にも積極的に取り組みます。

以上を踏まえ、引き続き「改革改善・協働共助・健全経営」の立場で、考え、企画し、目標達成に向かって一丸となって取り組んでいくことを本年度の事業方針とします。

II 重点項目

1. 法人運営
2. 地域福祉事業の推進
3. ボランティア活動及び福祉教育の推進
4. 相談・援助事業の推進
5. 受託事業の運営
6. 各種募金活動の推進
7. 在宅福祉事業の運営

III 事業実施項目

1. 法人運営

- ①法人運営の経営体制の強化を図ります。
 - ・理事会の開催
 - ・役員会の開催
 - ・評議員会の開催
 - ・各種法令に基づく諸規程の整備及び改正

- ・適正な会計処理の実施
 - ・情報公開への適切な対応
 - ・個人情報保護法に基づく適切な情報管理
 - ・職員の適正配置及び将来計画の検討
- ②会員制度の推進並びに会費の増強を図ります。
- ・会員制度について周知を図り、会費の増強
- ③社会福祉協議会の役割や活動を周知し、福祉活動への町民参加を促進する広報活動の強化を図ります。
- ・社会福祉大会の開催
 - ・「社協だより」の発行
 - ・ホームページによる情報提供の強化
- ④役員・職員の資質向上のため研修に取り組みます。
- ・役職員研修の開催
 - ・職種別職員研修会の開催
 - ・関係機関が開催する研修会への派遣
- ⑤各種関係機関・団体との連携強化を図ります。
- ・民生児童委員協議会、福祉協力員等福祉団体との連携強化
 - ・福祉団体行事への協力
 - ・近隣社会福祉協議会との情報交換による連携強化

2. 地域福祉事業の推進

- ①身近な地域で福祉サービスを楽しむことができる地域づくりを進めます。
(老人福祉活動事業)
- ・サロン事業（高齢者サロン・子育てサロン）の支援と推進
 - ・安否確認（ほのぼの便、歳末援護事業（まごころ弁当））
 - ・お風呂サロン
 - ・介護者支援事業ホッとサークル
 - ・独居高齢者支援事業ぴんの会
 - ・給食サービス、安心配達事業
 - ・お楽しみ会（楽笑会）
- ②積極的に社会参加できる環境づくりに努め地域福祉事業を強化します。
(福祉育成・援助活動事業)
- ・元気ですたまき事業
 - ・委員会の運営
 - ・あいさつ強化運動
 - ・元気ですたまきまつりの開催
 - ・元気ですたまき推進事業（オリジナル健康体操）
 - ・あいさつウォーキングデーの設置と活動展開
- ③ボランティア活動及び福祉教育の推進
(ボランティア活動育成事業)
- イ) ボランティアを養成し、登録者の拡充と活動を支援します。
- ・ボランティアセンター活動の充実

- ・ふれあい福祉サービス（ちょこっと有償ボランティア）
 - ・ボランティア講座を開催し、意識の啓発、情報の提供
 - ・防災・災害ボランティアの運営と災害ネットワーク支援事業の展開
- ロ) 町内の全学校を福祉協力校に指定し、児童生徒の福祉意識の高揚と活動への積極的な参加促進を図ります。
- ・福祉体験教室の開催
 - ・福祉協力校の育成及び活動への助成
 - ・児童生徒の福祉参画を促進
- ハ) その他
- ・車いすの貸出事業
 - ・地域を支える勉強会
 - ・地域福祉活動計画の策定

④住民ニーズに沿った地域福祉を展開するための活動や計画、研究を行います。
(障害児・者福祉活動事業)

- ・はっぴいサークル

3. 相談・援助事業の推進

- ①福祉相談機能の充実強化を図り、関係機関との連携のもとに問題解決に努めます。
- ・民生児童委員、人権擁護委員、行政相談員が連携した心配ごと相談
- ②生活福祉資金及び世帯更生資金の有効活用を図り、低所得者世帯の生活安定と福祉向上に努めます。
- ③日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行います。
- ・地域福祉権利擁護事業
- ④婚カツ事業

4. 受託事業の運営

- ①高齢者福祉、青少年の育成、その他公共的活動の移動手段としたバス運行を行います。
- ・研修バス運行
 - ・小俣方面への福祉バス運行
 - ・介護バス運行
- ②特に高齢者の外出支援のためのバス運行を行います。
- ・オンデマンド方式による元気バスの運行
- ③各種福祉団体事業の運営を行います。
- ・民生児童委員協議会の運営
 - ・老人クラブ連合会、町身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会、町母子寡婦福祉会、町遺族会の5団体
- ④ICTふるさと元気事業の運営を行います。
- ・外出支援、安全見守り等の複合支援サービスの運営

5. 各種募金活動の推進

- ①日本赤十字社募金の積極的協力、地域福祉活動の財源確保に努めます。
 - ・日赤募金 (5月)
- ②共同募金活動に積極的に協力し、地域福祉活動の財源確保に努めます。
 - ・共同募金 (10月)
 - ・歳末助け合い募金 (12月)
- ③災害義援金への協力・活動

6. 在宅福祉事業の運営

- ①介護保険サービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した介護保険サービスの提供を行います。
 - 介護給付
 - ・居宅介護支援事業 (ケアマネージメント)
 - ・訪問介護事業 (ホームヘルプサービス)
 - ・通所介護事業 (デイサービス)
 - 予防給付
 - ・介護予防居宅介護支援事業
 - ・介護予防訪問介護事業
 - ・介護予防通所介護事業
- ②障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実強化を図るとともに、職員の資質向上に努め、良質で安定した障害者サービスの提供を行います。
 - 生活介護事業 (夢工房たまき)
 - 地域活動支援事業 (町単独事業)
 - ・移動支援事業 (ホームヘルプサービス)
 - 給付事業
 - ・居宅介護事業 (ホームヘルプサービス)
- ③安全安心な移送サービスを提供します。
 - ・福祉有償運送事業

7. 地域住民の様々なニーズに対し、開拓性、創造性、即応性をもった事業実施に努めます。

- ・シルバー人材センター事業の運営